

平成28年4月25日
内閣府（防災担当）

「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年4月14日以降発生している熊本県等を震源とする地震により甚大な被害がもたらされています。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置について災害復旧事業の国庫補助の嵩上げ等、地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。指定する政令を、本日（4月25日（月））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。
(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)
- (3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
事業の再建を図る熊本県の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。
- (4) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(法第25条)
災害を受け、事業を休業した熊本県の事業所の労働者を離職したものとみなし、基本手当を支給することができます。

その他、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、合計12の措置を適用します。

II 今後の予定

4月26日（火） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 小川、玉田、阿部
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年熊本地震による 災害復旧事業費の査定見込額等と激甚災害指定基準について

1 公共土木施設等 ※4月20日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 2,811億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激A基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 1,785億円以上

2 農地等 ※4月20日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 50億円

うち 熊本県内の査定見込額 48億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 ① 全国の災害復旧事業費の査定見込額 44億円以上 かつ

② ある都道府県（熊本県）内の査定見込額が 10億円を超える

3 中小企業関係 ※4月20日時点

<本激>

○全国の中小企業関係被害額 約1,600億円

うち 熊本県内の中小企業関係被害額 約1,600億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 ① 全国の中小企業関係被害額 1,280億円以上 かつ

② ある都道府県（熊本県）内の中小企業関係被害額が 561億円を超える